

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡山形村

2 構造改革特別区域の名称

信州山形ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

山形村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

山形村は長野県の中西部、松本盆地南西の台地に位置している。北は松本市、南は朝日村と接し、日本アルプスの支脈である鉢盛山の山麓に広がる村で、西部には山地とその麓に集落が存在し、東部には畑地を中心とする美しくのどかな田園空間が形成されている。東西に8.5km、南北4.7km、総面積24.94km²で県内において2番目にコンパクトな自治体である。標高は、役場所在地で海拔685mであり、隣接する松本市中心部よりもやや高い位置にある。

(2) 気候

本村は、年間降水量が比較的少なく、夏と冬の寒暖差が大きい内陸性気候で果樹栽培に適した地域である。また、一年を通じて日照時間が長く、湿度は低いいため空気の澄んだ自然環境に恵まれている。

(3) 人口

本村の人口は、昭和40年 1,123世帯 5,227人であったのに対し、平成25年4月には2,850世帯8,821人と大きな伸びを示しており、長野県内において人口が減少していく市町村が多い中、増加傾向にある数少ない村のひとつである。この人口増の要因は、松本市や塩尻市等のベッドタウンとしての住宅需要が高いことによるものである。

(4) 産業・経済

本村は、野菜と果樹の生産を主体とした特色のある農業の村として発展してきた。系統出荷のほか、村内各所に数多く設けられた直売所での販売や、域外への産地直送なども取り組んでおり、長野県を代表する農業立村として認知度が高くなっている。

また、本村は、松本市や塩尻市に近接し、道路整備が進んでいることなどから、大型商業施設が多く、雇用の面からも地域の産業に対して好影響を与えている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本村は特徴的な気候風土を活かした果樹栽培の適地であり、りんご、ぶどうの産地化により発展してきた。特にぶどうに関しては、生育期での降水量が少なく、品質低下が極力抑制されることや昼夜の寒暖差による着色促進など良好な栽培条件のほか、ナイヤガラ、デラウェアなどの品種において先駆的な技術導入がなされ、他産地をリードしてきた経緯がある。

その一方で、農家の高齢化や後継者不足は年々大きな問題となってきているため、ぶどうを素材とした加工・販売の複合化、つまり6次産業化によるワインの醸造と販売により、農業の付加価値を高め、農家の収益を向上する必要がある。

そうした中で、村内の意欲ある生産者を中心に醸造用ぶどう栽培及びワインの醸造に向けた機運が広がっている。平成25年に関係団体が参画し「山形村ワインの会」を立ち上げ、計画立案と将来展望の方向性を協議している。その中には、農業と商店経営を兼業し、自ら栽培したヤマブドウを使用したワインの委託醸造を行い、村内のコンビニエンスストアや、村観光協会の主催する「道祖神と新そば祭り」にて出張販売を行う事業者も含まれており、将来に向けて村の特産品化への期待が高まっている。

これからの本村におけるぶどう栽培とワイン作りの展望を考えた場合、最も重要なことは、製造するワインにオリジナリティを持たせることである。近接する塩尻市のワイナリーは、どれも比較的大型であり、また、従来同市で盛んに栽培されてきた生食用のぶどうを使用したワインが多く製造されている。この塩尻産ワイン醸造との差別化を図るためには、小規模だが多品種のブドウを素材とし、小ロットで醸造・販売できるワイナリーが必要である。また、材料のぶどうの特化も必要で、在来品種に加え、すでに栽培が始まっているヤマブドウや、栽培適地とされる欧州系のワイン用ぶどうの栽培、増産が望まれる。

このように「山形村ワイン」の醸造と販売が促進されることにより、松本市に近く交通の便も良い、アーバン型農村である本村の立地条件を活かした、新たな形での農業振興も望める。さらに、近隣には名所、温泉地なども多く点在することから、観光客もターゲットにしたレストランやショップを併設することも視野に入れ、開かれたワイナリー創りの実践も見込まれる。

また、さまざまな観光・宿泊施設、村内飲食店・商店などと連携を図り、ワイン醸造を観光産業として発展させることも可能になり、本村は多くの蕎麦店舗を構える地域であることから、ワインと蕎麦のコラボレーションなど、新たな可能性を見出すことも期待される。

加えて、意欲ある若手農業者に移住就農を進め、小規模ワイナリーを増やしていくことにより、遊休農地の解消も図られる。

今後、生産者や村内企業、あるいはそれら複合体による組織のほか、村外からの農家移住や企業参入など多様な事業体がワイン製造に参画することが予想される中で、規制の特例措置による緩和により、小規模な酒類製造、販売が可能となるような条件を整備する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村は果樹産地として、生産振興が図られているものの、農家の担い手不足による高齢化や耕作放棄地の増加など、将来的に持続可能な産地形成に向けての取組が課題となっている。

また、高齢農家の受け皿として、加工用ぶどうが生産される一方で、醸造用ぶどう栽培による複合経営を目指す生産者が存在するなど、より付加価値の高い農業を目指した新たな産地モデルが形成されつつある。

今回、規制の特例措置活用により、これら生産者等によるワイン製造参入を促すとともに、村外の小規模事業者確保など、醸造用ぶどう生産振興の観点からも発展が見込まれる。

さらに、地域内で生産されるりんご・ぶどうなど特産果実による果実酒製造についても、用途拡大が図られることで、農業収益の改善、安定経営のほか、産地構造の変革による経営形態の多様化が図られる。

これらのことから、生食用ぶどう生産のみならず、醸造用ぶどうの産地化の進展、それに伴う耕作放棄地の解消や新規就農者の確保・促進、6次産業化への発展など、包括的な農業振興施策として展開が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置活用により、小規模事業者であっても酒類製造が容易になることで、多様な小規模酒類醸造事業者の参入を促し、下記項目の事業展開を図る。

また、就農者確保や産地構造の変革を促し、これまでの生食用ぶどうの生産振興はもとより、醸造用ぶどうの産地化、関連産業の活性化、ひいては産業全般への波及を目指す。

- ①醸造用ぶどう等の生産拡大による耕作放棄地解消及び新規就農者確保
- ②産業連携による経済活動への波及・交流人口の拡大
- ③地域資源(農産品等)と地域ワインとの連携による特産品ブランドの確立
- ④ワイナリー設置(母体組織の設立・運営支援・情報発信)による経営強化

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 産地構造の変革と農業振興

醸造用ぶどう生産による新たな経営形態の導入により、省力化及びコスト低減による面積の拡大が可能となり、生食用ぶどう生産との経営の多角化、複合経営による経営安定につながることを期待される。

また、労力集約型の生食用ぶどう栽培から醸造用ぶどう栽培への移行を促進することにより導入作物としての定着が図られ、意欲ある若手農業者や、定年帰農者等の担い手が確保され、耕作放棄地が解消されるという循環が創造される。

さらに、ワイン産地化と地域産品のブランド化による相乗効果が期待される。

(2) 信州ワインバレー構想への参画と地域経済への波及

現在、東御市・高山村・坂城町など既に県内で構造改革特別区域計画の認定を受けた市町村を含む県内全域が参画し、「信州ワインバレー構想」と称するワイン産地・ブランド化の構想が提唱され、ワイナリー個別の取組や広域でのイベント開催、情報発信など広がりを見せている。

また、長野県も昨今の県産ワインの対外的な評価の高まりなどを受け、ワイン産業を地域経済活性化、6次産業化のための主要施策として位置付け、県内4地域を「信州ワインバレー構想」におけるワイン振興エリアとして、栽培から醸造、販売、消費にわたり、ブランド化及びワイン産業のさらなる発展を目的に支援を進めている。

このため、全県及び広域にわたるスケールメリットを活かして、各々の自治体が独自の地域性を発揮することで、地域ブランドの情報発信、交流人口の増加など地域経済への貢献が見込まれる。

(3) 関連産業への波及、産業連携

村内の大型店による地元ワインの紹介、イベント等による販売促進や村内で多店舗を展開するレストランにおける消費拡大と観光産業への波及が見込まれる。また、村内のそば集落における蕎麦とワインをコラボレーションした商品やサービスの提供などの波及効果が期待できる。

【経済的社会的効果の目標指標】

区分	平成26年度	平成29年度	平成32年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特産果実酒製造量	2.25kl	5.25 kl	5.25 kl
特産リキュール製造量	—	—	—

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（ぶどう、りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

山形村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が指定する地域の特産物である農産物（ぶどう、りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、2キロリットルに引き下げられ、より小規模な事業体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等、地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特例事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。